

公安委員会 説明資料No. 1	令和3年におけるストーカー事案及び 配偶者からの暴力事案等への対応状況について	令和4年3月3日 生活安全 刑事 局
--------------------	--	-----------------------------

1 ストーカー事案への対応状況

- 相談等件数は、平成24年以降高水準で推移してきたが、30年から減少し、令和3年も1万9,728件（前年比－461件）と減少。
- 被害者と加害者の関係は、交際相手及び配偶者が約半数であり、面識なし及び行為者不明が約18.9%。
- ストーカー規制法に基づく警告は、令和3年は2,055件（前年比－91件）と前年より減少。禁止命令等は、警告前置の廃止及び緊急禁止命令等の新設等を内容とする平成28年のストーカー規制法の改正法が施行された平成29年以降急増し、令和3年も1,671件（前年比＋128件）と法施行後最多。
- ストーカー規制法違反の検挙は、令和2年に法施行後最多となっていたが、令和3年は937件（前年比－48件）と減少。ストーカー事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は、平成29年以降減少傾向であったが、令和3年は1,581件（前年比＋63件）と2年連続で増加。

2 配偶者からの暴力事案等への対応状況

- 相談等件数は、継続して増加し、令和3年は8万3,042件（前年比＋399件）とDV防止法施行後最多。
- 保護命令違反の検挙は、令和3年は69件（前年比－7件）と前年より減少。配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は、平成16年以降増加傾向であったが、令和3年は8,634件（前年比－68件）と2年連続で減少。

3 私事性的画像に係る事案への対応状況

- 相談等件数は、平成29年以降継続して増加し、令和3年は1,628件（前年比＋58件）と増加。
- 私事性的画像被害防止法違反の検挙は、令和3年は47件と前年と同数。一方、私事性的画像に係る事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は242件（前年比＋44件）と前年より増加。

4 今後の取組

- 被害者等の安全確保を最優先とした加害者の検挙、被害者の保護措置等の組織的な対応の推進
- 関係機関等と連携した相談受理体制及び一時避難等の支援並びに加害者への取組の推進

公安委員会	令和3年における犯罪収益移転防止法の	令和4年3月3日
説明資料No. 2	施行状況等について	刑事局

1 疑わしい取引の届出

特定事業者から所管行政庁に届け出られた疑わしい取引の件数は、53万150件（前年比＋9万7,948件）

疑わしい取引に関する情報の抹消件数は、12万5,084件

令和3年末における同情報の保管件数は、527万260件

※ 活用状況等

- ・ 捜査機関等への提供件数は、52万4,462件（前年比＋6万2,775件）
- ・ 都道府県警察の捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報数は、35万3,832件（前年比＋2万8,189件）
- ・ 都道府県警察において疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数は、1,045件（前年比＋17件）

2 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況

マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は、計632件（前年比＋32件）

3 報告徴収・意見陳述等の実施状況

特定事業者に対する報告徴収12件（前年比＋5件）、特定事業者の所管行政庁に対する意見陳述14件（前年比＋7件）を実施

4 外国F I Uとの情報交換

外国F I Uとの間で積極的に情報交換を実施（令和3年末現在、合計107の国・地域との間で情報交換のための枠組みを設定）

5 犯罪収益移転防止に関する年次報告書等の作成・公表

上記の施行状況等について国民の理解を深めるため、「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」及び同概要版を作成・公表

1 交通事故死者数及び重傷者数の推移

- 交通事故死者数及び重傷者数は減少。うち高齢死者の割合は増加
死者数 2,636人（前年比-203人、-7.2%）
重傷者数 27,204人（前年比-571人、-2.1%）
- 状態別死者数では歩行中が減少するも最多
歩行中死者数 941人（前年比-61人、-6.1%、構成率 35.7%）

2 令和3年における交通事故死者数等の特徴

全体として減少又は減少傾向にあるが、特徴は以下のとおり。

- 歩行者
 - ・ 事故類型別では、横断歩道以外横断中での減少傾向が大きい。法令違反別では、車両側では前方不注意や横断歩行者妨害等、歩行者側では横断方法等の違反が多いが、横断歩道横断中の約8割は違反なし
 - ・ 歩行中全体に占める高齢者の割合は増加傾向にあり、高齢者の歩行中死者数の8割近くが横断中。また、高齢者の横断歩行中死者は、高齢者以外と比較し横断違反が多い
- 自転車
 - ・ 高齢者の割合は約7割と高く、増加傾向。法令違反別では、高齢者と高齢者以外とで顕著な差はなく、7～8割に法令違反がある
 - ・ 自転車乗用中の死者の約6割は頭部を損傷しているが、死傷者のうちヘルメット非着用者率は、全体としては未だ約9割
- 自動車
 - ・ 事故類型別では車両単独が5割以上を占め、次いで約2割が正面衝突。車両単独事故の死者数のうち半数以上がシートベルト非着用であるが、シートベルト非着用者の致死率は着用者の致死率の約17倍
 - ・ 高齢運転者による死亡事故の人的要因では、操作不適の割合が高い
- 児童
 - ・ 歩行中児童の死者・重傷者の約4割が登下校中であり、歩行中は低学年が多く、時間帯別では14時～17時台が多い
- 飲酒運転
 - ・ 飲酒運転以外の事故と比較すると、飲酒運転の死亡事故率は約9倍高く、人的要因では操作不適や前方不注意が多い
- 通行目的
 - ・ 通行目的別の死者・重傷者数について、令和元年と令和2年では、観光・娯楽及び飲食では顕著な減少がみられ、令和3年も減少傾向が継続。他方、ドライブや散歩では令和2年以降は増加傾向。時間帯別にみると、観光・娯楽は日中、飲食目的は夜間・朝方の減少が顕著

3 本年の主な取組

- 子供や高齢者をはじめとした歩行者の安全確保
- 自転車の遵法意識の向上に向けた交通安全教育等の推進
- 飲酒運転等の悪質・危険な交通違反の指導取締まり